

建設委員会会議録

平成19年9月21日(金)

(開 会) 9:58

(閉 会) 10:50

○ 委員長

ただ今から建設委員会を開会いたします。「議案第101号 平成19年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 上下水道部総務課長

別冊になっております「予算書」の1ページをお願い致します。議案第101号平成19年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)について、補足説明をいたします。今回の補正は、高田大塚、猪ノ口水源を有効活用し、濁水対策及び高田簡易水道の安定供給、効率化に資するため高田浄水場から明星寺浄水場へ約2.4キロメートルの導水管及び送水管を布設するため工事費1億4千9百万円を計上するものであります。補正内容につきましては、予算明細書によりご説明いたします。3ページをお願いします。資本的支出の2項2目諸施設新設費は、明星寺浄水場から高田浄水場へ送水管を布設するため7千万円を、3項1目原水及び浄水施設費は、高田浄水場から明星寺浄水場へ導水管を布設するため7千9百万円をそれぞれ計上したものであります。以上、簡単ですが補正予算の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 人見委員

先日の本会議における質疑に対する答弁で、答弁しそのうちよるとか、答弁を保留していたとか、あえて答弁しなかったとか、そういう内容はありませんか。たとえば、県道のラインが消えている部分の予算概要、実は、答弁できたんですが、落としておりましたとか、こういうことはないですか。今の現段階で答弁はできないというようなことでいいんですか。遺漏はないですか。

○ 上下水道部長

この事業につきましては、来年の濁水時期までに間に合わせる予定で計画しておりまして、県道部分につきましては、平成20年度、答弁いたしましたように濁水時期までに来年度早々に予定をしております。それから、もう一つは将来的には高田の簡易水道の有効利用で高田浄水場の縮小も視野に入れた効率的な事業運営を考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○ 人見委員

空白の県道部分は、おおよそ7000万円ぐらいだとかいう話だって質問者から出よったけど、何か一部そんな金額をどこかで漏らしているとかいうようなことはないのでしょうか。まだ、県との協議で未定で、これからだということに間違いはないですか。

○ 上下水道部長

質問者の言われるとおり他に漏らしたり、現在のところ、試算を出しておりませんので、他にはいわないと思います。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

○ 委員長

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○ 委員長

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第101号 平成19年度飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

○ 委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第104号 飯塚市道路占用料条例及び飯塚市下水道条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 土木管理課長

議案第104号 飯塚市道路占用料条例及び飯塚市下水道条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。議案書の7ページをお願いいたします。本条例につきましては、郵政民営化法及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、平成19年10月1日に施行されることに伴いまして、関係規定を整備するものでございます。9ページをお願いいたします。新旧対照表の方でご説明をいたします。飯塚市道路占用料条例においては、第3条第1項第2号「日本郵政公社が日本郵政公社法（平成14年法律第97号）第19条第1項に規定する業務の用に供する占用物件」を削除し、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。飯塚市下水道条例においては、第27条第1項第3号のなかの「及び郵政事業」を削除するものでございます。以上簡単でございますが補足説明をおわります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

○ 委員長

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

○ 委員長

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第104号 飯塚市道路占用料条例及び飯塚市下水道条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

○ 委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、「議案第109号 市道路線の認定について」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 土木管理課長

議案第109号、市道路線の認定について説明致します。議案書の27ページをお願い致します。道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するため、議会の議決をお願いするものでございます。今回認定する路線は、新規認定で合計3路線、延長196.0mでございます。議案書の28ページをお願い致します。明細書の左端に記載しております番号1番から3番の路線は、いずれも開発に伴う新規路線でございます。路線箇所につきましては、29ページから31ページに記載しております。以上、簡単ですが説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 後藤委員

一点だけお尋ねしたいんですが、ノケ尾線ですかね、幅員が5メートルなんです、これは

通り抜けができるんでしょうか、行き止まりなんんでしょうか。その点だけお尋ねします。

○ 土木管理課長

この路線は開発に伴いまして、行き止まりでございます。終点側のほうで回転広場等がございます。

○ 後藤委員

5メートルだけの場合は行き止まりはダメというのを聞いていたものですから。図面に詳細がわかりにくいものですからちょっと確認だけさせていただきます。一応回転帯があるということで確認しましたので、結構です。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

○ 委員長

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第109号 市道路線の認定について」は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第14号 平成18年度飯塚市水道事業会計決算の認定について」から「認定第16号 平成18年度飯塚市下水道事業会計決算の認定について」までの3件を一括議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 上下水道部総務課長

認定第14号 平成18年度 飯塚市水道事業会計決算の認定について、補足説明を致します。別冊になっております決算書の1ページをお願いします。決算報告書の収益的収入及び支出でございますが、収入の決算額は20億9188万6746円となりまして、予算に対し7601万6254円の減収となっております。これは、主に給水収益の減収であります。要因といたしましては、市民の節水意識の向上、飲料水のコンビニ等からの購入、並びに大口需要者の地下水利用等によるものと思料いたします。また、支出の決算額は21億9812万2788円となりまして、1億4645万4212円の不用額が生じております。これは、平成18年度予算につきましては、旧1市4町の合併年度の初年度でありましたので、当初予算につきましては、旧1市4町で各々予算を調整し、合算いたしまして、委託料、修繕費、及び工事請負費等を計上いたしております。しかしながら、執行の段階で内容を精査し節減等をいたしましたところ、このような不用額が出ています。次に、2ページの資本的収入及び支出でございますが、収入の決算額は4億3899万2646円となりまして、予算に対し9325万354円の減収となっております。これは、支出予算で受託工事費を計上していましたが、実施が翌年度以降に先送りとなりましたので、その財源としていました工事負担金が減収となったものでございます。また、資本的支出の決算額は9億9529万8960円となり、第2項新設事業費の翌年度繰越額199万5千円を差し引いた不用額は、1億1773万8040円となっております。主な要因は、先程も述べましたが、受託工事費の先送りによるものであります。次に3ページをお願いします。損益計算書でございますが、決算の結果、4ページの下から3段目に記載しておりますとおり1億2572万4582円の当年度純損失となっております。また、前年度からの繰越利益剰余金から差引いた当年度未処分利益剰余金は1億4143万8638円となっております。以上が決算の概要でございますが、15ページから43ページにかけて決算付属書を添付しております。また、決算書とは別に決算収支総括表などの決算

資料を提出しておりますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

続きまして認定第15号 平成18年度 飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定について 補足説明を致します。決算書の44ページをお願いいたします。決算報告書の収益的収入及び支出でございますが、収入の決算額は2174万5577円となりまして、予算に対し4万4577円の増収となっております。また、支出の決算額は3954万7942円となりまして、216万3058円の不用額が生じております。45ページをお願いします。資本的収入及び支出でございますが、支出の決算額は318万7714円となりまして、286円の不用額が生じております。次に46ページの損益計算書でございますが、決算の結果、47ページの下から3段目に記載しておりますとおり、1780万2365円の当年度純損失となっております。また、前年度からの繰越欠損金を加算した当年度未処理欠損金は1億599万2389円となっております。以上が、決算の概要でございますが、53ページから59ページにかけて決算付属書を添付いたしております。また、決算書とは別に決算資料を提出しておりますので、ご審議のほどをよろしくお願い致します。

続きまして、認定第16号 平成18年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定について 補足説明を致します。決算書の60ページをお願いいたします。決算報告書の収益的収入及び支出でございますが、収入の決算額は13億5706万1410円となりまして、予算に対し1327万3410円の増収となっております。また、支出の決算額は11億8154万8317円となりまして、1億1049万8683円の不用額が生じております。この主な要因は、処理場費で消化タンクの修繕費を計上していましたが国土交通省との協議の結果、補助対象での実施が可能という回答を頂きましたので、今年度の実施を見送り、翌年度以降の補助事業で行うことといたしましたので、このような不用額が出ております。61ページをお願いします。資本的収入及び支出でございますが、収入の決算額は18億1953万6460円となりまして、予算に対し3億4362万5540円の減収となっております。これは、支出の第1項 建設改良費の翌年度繰越に伴い、その財源としております企業債及び国庫補助金等が減収となったものであります。また、資本的支出の決算額は23億3860万2993円となりまして、第1項 建設改良費の翌年度繰越額2億6148万9千円を差し引いた不用額は、7834万4007円となっております。次に、62ページの損益計算書でございますが、決算の結果、63ページの下から3段目に記載しておりますとおり1億3032万8471円の当年度純利益となっております。以上が、決算の概要でございますが、71ページから95ページにかけて決算付属書を添付いたしております。また、決算書とは別に決算資料を提出しておりますので、ご審議のほどをよろしくお願い致します。以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、資料要求があればお受けいたしたいと思っております。資料要求はありませんか。

(資料要求なし)

○ 委員長

資料要求はないということで、本案3件は慎重をきして閉会中に審査するというので、いずれも継続審査といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 委員長

ご異議なしと認めます。よって本案3件はいずれも継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から9件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 委員長

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。
まず、「佐與・鹿毛馬線道路修繕工事で発生した死亡事故について」報告を求めます。

○ 建設部長

おはようございます。佐與・鹿毛馬線道路修繕工事で発生した死亡事故の報告の前に申し上げます。この事故の報告につきましては、事故原因等の事実関係の把握、また、工事請負業者に対する飯塚労働基準監督署の事情徴収が行われていたことで、時間を要し、委員会への報告が遅くなりましたこととお詫び申し上げます。事故の詳細につきましては、この後、担当課長にさせますので、どうかよろしくお願いいたします。

○ 颯田支所経済・建設課長

佐與・鹿毛馬線道路修繕工事で発生いたしました死亡事故について、ご報告いたします。お手元の資料をお願いいたします。平成19年6月1日、午後2時30分ごろ、颯田支所経済・建設課発注の佐與・鹿毛馬線道路修繕工事（請負人有限会社秀英建設）内におきまして、交通整理の業務として三共警備保障株式会社から派遣されておりました――

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：19

再 開 10：21

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 颯田支所経済・建設課長

佐與・鹿毛馬線道路修繕工事で発生いたしました死亡事故について、ご報告いたします。お手元の資料をお願いいたします。平成19年6月1日、午後2時30分ごろ、颯田支所経済・建設課発注の佐與・鹿毛馬線道路修繕工事（請負人有限会社秀英建設）内におきまして、交通整理の業務として三共警備保障株式会社から派遣されておりました交通警備員が立入禁止用のカラーコーンの置き換え作業をしていたところ、後退してきましたパワーショベルが警備員に気づかず接触し、事故が発生いたしました。すぐさま飯塚病院に搬送し、集中治療室で治療を行っておりましたが、残念ながら、6月28日死亡されておられます。このことから、請負業者は労働の安全を監督しております飯塚労働基準監督署から事情徴収を受けております。その中で、8月23日、パワーショベルを運転していた現場監督員が労働安全衛生法違反、3トン以上の重機を運転する資格はないのに、3.2トンのパワーショベルカーを運転していた疑いで書類送検されるといった報道がなされております。この事故は、道路修繕工事を請け負った有限会社秀英建設が、安全管理を怠ったのが原因で、市といたしましては、このような事故を二度と起こさないよう、安全管理の指導をするとともに、市職員には労働災害の認識を高めての監督管理、また、今後発注いたします工事全般にわたって、この請負業者に対し安全対策の必要性を指導し、労働災害防止と法令順守の徹底を図ってまいりたいと考えております。以上簡単でございますが、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

○ 委員長

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○ 都市計画課長

都市計画課の工事請負変更契約1件につきまして、資料に基づき報告いたします。資料は左から、事業名、工事名、請負業社名、変更契約金額、変更増減額、原契約金額、落札率、変更

契約工期、原契約工期を記しております。工事名は流域下水道受託事業の潤野・枝国雨水幹線(第7工区)新設工事でございます。原契約金額6573万円を1372万9800円増額いたしまして、変更契約金額7945万9800円で、工事請負変更契約を締結したものでございます。変更の主なものは、実施に際しまして、工事区間に交差しております市道伊岐須小正線に埋設されております水道管(Φ500mm・Φ300mm・Φ100mm)について、上水道管の管理者と立会の上、試掘・協議の結果、開削による宙吊り状態での施工、布設後の埋戻し時の転圧による衝撃、埋戻し後の不同沈下等による水道管への影響、また、本工事に起因して、何がしらの事故発生のときの、当該水道管の受け持つ、配水範囲への影響を考えましたときに、開放状態での施工はあまりにも危険が大きすぎることで、また、水道管を工事範囲外へ切廻し、仮設する工法との経済比較を行い、それに伴う本工事の工期への影響など、総合的に判断しまして、当該区間を開削工法から推進工法に変更したことにより、増額変更契約をしたものでございます。以上簡単でございますが、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

○ 委員長

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市モーテル類似施設建築規制条例附則第2項の規定に基づく同条例の適用期日を定める規則を制定し、公布することについて」報告を求めます。

○ 建築課長

飯塚市モーテル類似施設建築規制条例附則第2項の規定に基づく同条例の適用期日を定める規則を制定し、公布することについて、報告いたします。この条例は、本市における市民の善良な風俗及び健全な環境を保持するため、モーテル類似施設の建築に関し必要な規制を行うことにより、青少年の健全育成、及び市民福祉の向上に資することを目的に施行されました。合併前の穂波町、筑穂町及び穎田町には類似の規制条例がなかったため同地区においては適用除外として資料3ページの附則第2項で、この条例はこの条例の施行の日から起算して2年を「超えない範囲内において規制で定める日までの間は合併前の穂波町、筑穂町及び穎田町の区域内においては適用しないとしていましたが、今回、市民の善良な風俗及び健全な生活環境を保持するため、同条例を市内全域に適用し規制を行うことについて平成19年12月1日から適用する旨の規則を制定するものです。なお、市民の皆様には本規則の制定を建築課の掲示板に提示、また、広報し及びホームページ等に登載し、広く周知するものです。以上簡単であります。報告いたします。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

○ 委員長

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○ 土木建設課長補佐

課長が総務委員会に出席しておりますので、私のほうから報告させていただきます。お手元の資料にてご説明いたしますので、資料をお願いいたします。旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業、市民公園場内整備工事1工区、2工区の工事請負変更契約について、ご報告申し上げます。市民公園場内整備工事(1工区)は、請負業者(株)岡本組で原契約5468万9250円を4万6200円増額いたしまして、5473万5450円に変更いたしております。変更理由といたしましては、清算変更でございます。次に、市民公園場内整備工事(2工

区)でございます。請負業者(株)諸原組で原契約5241万3900円を45万3600円増額いたしまして、5286万7500円といたしております。変更理由といたしまして、就労調整と清算による変更でございます。以上2件の工事請負変更についてご報告でございます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○ 委員長

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「岩崎浄水場膜処理施設機械設備工事にかかる事件に関する中間報告」について、報告を求めます。

○ 上下水道部総務課長

岩崎浄水場膜処理施設機械設備工事にかかる事件に関する中間報告について報告させていただきます。旧庄内町発注の岩崎浄水場膜処理施設の機械設備工事の指名競争入札に絡み、あつせん利得処罰法違反により逮捕された受注業者の営業担当2名に対しては、平成18年7月13日に、元庄内町議会議員に対しましては同年9月6日に有罪判決が言い渡され、確定したものであります。一方、当該事件に絡む一連の事件について、同年6月13日に飯塚市長に対し、元庄内町議会議員、元庄内町長、元庄内町水道課長に、談合による不当支出分の損害賠償を求めるよう住民監査請求が提出され、市監査委員は同年8月7日に証拠不十分によりこれを棄却しました。しかしながら、これを不服とし同年9月7日、飯塚市長に対して、この3名に6800万円の損害賠償を求めるよう、住民訴訟を福岡地裁に起こされました。同年10月16日から本年8月27日までの間、2回の口頭弁論及び6回の弁論準備手続が行われております。事件概要、現時点における上下水道局の見解、及び経過につきまして、別紙により報告をするものです。上下水道局としましては、この裁判における司法の判断を見た上で対応を図りたいと考えております。以上簡単ですが、岩崎浄水場事件の中間報告の概要説明を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○ 上下水道部総務課長

上下水道局から、工事請負契約の締結状況について、お手元に配布しております資料によりご報告いたします。今回報告をいたします工事は、「柏の森上三緒汚水幹線管渠布設工事」外1件の工事でございます。入札執行状況につきましては、それぞれ業者選考委員会において、建設工事指名競争入札参加者指名基準により、その有資格者の中から、当該工事に対する適応性等を考慮し、手持ち工事のない業者を選考のうえ指名いたしまして、入札を行いました。資料1ページの柏の森上三緒汚水幹線管渠布設工事は、土木Aランク工事でございます。7月30日に入札を行い、その結果、予定価格7800万9750円に対しまして、落札額5926万9350円、落札率75.97%で、株式会社 小山産業が落札しております。次に、2ページの幸袋第三汚水幹線管渠布設工事は、土木Bランク工事でございます。8月20日に入札を行い、その結果は、予定価格6423万9000円に対しまして、落札額は6195万円、落札率96.43%で、「株式会社 曾根組」が落札しております。以上、簡単ですが、工事請負契約の報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○ 上下水道部下水道課長

上下水道局から1件5,000万円以上の工事請負変更契約の報告をいたします。お手元に配布しております工事請負変更契約報告書によりご報告いたします。工事請負変更契約報告書は、上段左から番号、事業名、工事名、請負業者名、変更契約金額、変更増減額、原契約金額、落札率、変更契約工期、原契約工期の順に記載いたしております。目尾鯉田汚水幹線管渠布設(6工区)工事でございますが、原契約金額に240万7650円増額しまして、変更契約金額を9774万7650円とするものです。その主な理由は、鯉田地区の面整備拡大のため、側点ナンバー2にマンホールを増工、その他、現地精測により変更するものです。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○ 委員長

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市水道事業基本計画について」報告を求めます。

○ 上下水道部建設課長

飯塚市水道事業基本計画についてご報告申し上げます。平成18年3月26日の飯塚市・穂波町・筑穂町・庄内町・颯田町の1市4町の合併において、まずは旧4町の水道事業を譲り受けるために、国に軽微な変更認可申請を行いました。その後、合併により、5地区の施設の効率的な運用及び安定供給のため、各地区の送・配水区域の見直し、高田簡易水道事業の上水道事業への統合、時期の検討、水質等の問題のある水源の廃止、取水量の見直しを行い、去る平成19年6月に国の給水計画人口及び給水区域の変更認可を受け、今後企業会計として効率的運営を行うための施設の統廃合、老朽管の布設替、浄水施設の近代化等合併に伴う新市の今後10年間における水道経営の基本方針をここに策定するとともに、具体的整備事業については、第8期拡張事業と位置づけ実施5ヶ年計画を策定し、年次的に整備を進めていくものでございます。お手元に配布いたしております飯塚市上水道事業基本計画書概要版についてご説明いたしますが、その前に、説明に入らせていただきます前に、表や図面の文字が一部細かく見えにくい部分があることをお詫び申し上げます。

それでは1ページをお願いいたします。第1章 水道事業の概要。本市の水道事業は、計画給水人口1万2千人、一日最大給水量2250立方メートルをもって、大正14年12月1日に給水開始し、平成18年3月26日の合併により、旧4町の水道事業の譲受けの変更を行い、平成19年6月26日飯塚市上水道事業基本計画を踏まえ第8期拡張事業について変更認可を得ました。2ページをお願いいたします。飯塚市施設位置図(現況)、各施設の位置および給水区域を示しております。3ページをお願いいたします。基本計画の概要。基本計画につきましては、(1)目標年度より(7)課題抽出の各項目について、検討し策定したものです。4ページから9ページにつきましては、現状分析を行っております。合併において水道使用料金を最も安価であった旧飯塚市に統一したことにより、給水収益が減収となり経営は悪化するため、今後施設の統廃合による給水原価の低減及び将来的な水道料金収入の見込み等を見極め、財政的な見通しを検討、確認する必要があります。10ページより13ページにつきましては、計画給水人口・計画給水量を記載しております。少子化により、第8期拡張事業の目標年度である平成27年度の計画給水人口は12万8760人、計画一日最大給水量は6万220立方メートルの推定値をさだめています。14ページより20ページにつきましては、施設調査を掲載しております。各地区ごとに取水・導水施設、浄水施設及び送水・配水施設を掲載し、その

診断結果により各施設の改築及び修繕を計画的に実施していかなければならないと考えております。21ページより24ページにつきましては、施設計画。安全で安心な水道水を供給するため、主な事業といたしまして効率の悪い穎田浄水場の廃止及び配水池の統合を計画し、第8期拡張事業により平成19年度より5ヶ年の財政計画を立てて上水道の整備を行っていきます。25ページをお願いいたします。飯塚市施設計画平面図に黒色で既設の施設、赤色で第8期拡張事業対象施設、青色でその他計画施設をそれぞれ記載しております。26ページ、事業計画でございますが、第8期拡張事業及びその他の事業を平成19年度より各年度ごとに掲載しております。27ページ、今後の課題といたしまして平成16年6月に厚生労働省が「水道ビジョン」を策定。平成25年度を目標に基幹施設の耐震化率を100パーセントとする施策が掲げられていることによりまして、早急な耐震診断を実施し診断結果により対応していく必要があると考えております。以上でご報告を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公共施設等のあり方の検討について」、報告を求めます。

○ 行財政改革推進室主幹

公共施設等のあり方の検討についてご報告いたします。

配付いたしております資料をお願いいたします。1頁をお願いいたします。中段の2に記載いたしておりますように、本市には600を超える公共施設がございます。1に記載しておりますが、早急に検討しなければならない主な理由といたしまして、まず1点目でございますが、合併により目的、性格が重複した施設が増加し、本市と同程度の自治体と比較いたしましても、多くの公共施設を抱えております関係から、施設の維持管理および運営に要する経費が多額であること。2点目でございますが、人口流出などに伴います人口の減少、少子高齢化や市民ニーズの多様化などによりまして利用者が大幅に減少いたしまして、今後も利用者増が見込めないとと思われる施設が散見されること。昭和40年代から50年代に建設された施設が多く、老朽化に伴う修繕、大規模改修工事が必要であること。民間と競合する施設や、市が実施している行政サービスと同内容、類似のサービスを提供している民間事業者等が増加していることなど課題を多数抱えております。このようなことから、3に記載しておりますように外部、及び、内部の検討組織を立ち上げ検討を開始したところでございます。外部組織といたしましては、昨年8月に設置いたしました行財政改革推進委員会の専門的協議組織といたしまして、7月23日に公共施設等のあり方検討小委員会を新たに設置いたしております。小委員会は行財政改革推進委員会から4名、本市の関係審議会等委員から11名、地域代表といたしまして自治会、連合会から5名、公募市民、男女それぞれ3名ずつ、計26名の委員で組織いたしております。

小委員会での主な協議事項でございますが、公共施設等のあり方全般に係る基本方針について答申していただくこと。2つ目が基本方針に基づいて策定いたします実施計画の行政素案に対する意見・提言書を策定していただくことでございますが、基本方針につきましては2ページをお願いいたします。施設種別ごとの統合整理・存続・統廃合・譲渡等の見直し方針。公共施設・支所・小中学校等の空き・余裕スペースの有効利活用。市民サービス向上に向けた施設運営の改善。直営継続施設の管理運営の抜本的な見直し。公の施設使用料等受益者負担、使用料減免を含みますが、その基本的な考え方などについて協議をお願いすることといたしております。なお、施設の設置目的、性格等が異なり、多岐にわたっておりますことから、2専門部会、それぞれ13人で組織いたしますが、専門部会を設置いたしております。

次に内部組織でございますが、7月27日に行財政改革推進本部の下部組織であります行財政改革推進会議に關係課長等で組織いたします分科会を設置いたしております。分科会は施設

種別ごとに6分科会を設置し、あり方検討小委員会専門部会に提案いたします素案、及び協議の参考資料の収集・作成、それから基本方針に基づいて策定いたします実施計画案を作成することといたしております。

次に策定までの主なスケジュールについてご説明いたします。3ページをお願いいたします。7行目に記載いたしておりますが、小委員会、専門部会で先月23日、24日に主な公共施設の視察を行ったところでございます。別紙資料を配布させていただいておりますが、視察を行った施設の一覧を記載いたしております。なお、内容の説明は省略させていただきます。今後につきましては、内部組織の分科会で参考資料等を収集・作成いたしまして、10月上旬から実質的な協議をお願いすることといたしております。また市民の皆さんのご意見をお聞きする必要がございますので、今月5日まで行いましたタウンミーティングでの意見、それからパブリックコメントの手法に倣って意見を募集いたしまして、小委員会の専門部会、それから行革の推進本部にご報告するよういたしております。なお来年の3月に基本方針の答申を受けまして、3月下旬までには推進本部で基本方針を策定する予定でございます。また平成20年の11月中旬までには基本方針に基づいた第1次実施計画を策定し、平成21年の10月下旬までには第2次の実施計画を策定する予定でございます。

なお4ページ、5ページにあり方検討小委員会の委員名簿、6ページに専門部会の委員名簿、7ページに推進体制のフローチャート、8ページから9ページにかけて主なスケジュールを記載いたしております。また別冊といたしまして、公共施設等の概要一覧表、公共施設等に関するアンケートの調査結果を配付させていただいております。なお内容の説明は省略させていただきます。以上簡単ではございますが、公共施設等のあり方の検討について報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○ 人見委員

この委員会の名簿がありますよね、委員名簿が。肩書きというか、経歴というか、こういうのが一つは載っていない。審議会等の名称の中で、何々委員さんであるとか、いうようなことはわかるんですけどね、実際問題どれほどの専門的知識や広い見識というか、そういうものが各班に専門部会設けておられますけど、なおさらのこと各班にわたるわけですよ。そうしたことからいうと、何かもう一つ僕らにわかるような、たとえばこの人は長年スポーツ振興に関わってこられた方だな、とかこの人は文化芸術に関わってこられた方だな、とかこの方は地域福祉に関わってこられた方だな、とかそういうふうなことが一つ記になって要望したいんですよ。それとあわせてこの専門部会で、それとの関連もあるんですが、現場、現実日常的に関わっておられる方々、具体的に私の感覚なんかで言うと、スポーツ施設に関していえば、各スポーツ分野、競技種目に応じてそれぞれ青少年の育成もかねて人材育成を図られておられる。ところが、人材育成図られる中でどうしても対外的なとか、日常的な練習場だとかそんなことに対する物理的経済的スパンだとか、そんなことに日常茶飯事的に悩んでおられたりとか、そうした方々のきちんとした意見聴取なんか潤沢に行われているのか、そのあたりが非常に気になる。これはスポーツだけに限らず。そのあたりの協議の実態というのはどのように進められておるのか。参考までに、2点ですけど教えていただけますか。

○ 行財政改革推進室主幹

まずはじめにこのあり方検討小委員会の委員につきましては昨日も委員会でもご質問があったんですが、今までの他の審議会等におきましてはいろんな関係団体に推薦依頼等を出した中で委員さんを決定していたという部分が多かったと思います。今回のあり方検討小委員会の委員さんを選考するに当たりまして、いろいろ内部の中で検討いたしました。その中でどうしても関係団体につきましては、すでに指定管理者となってある団体等もございますし、関係団体

から推薦をお願いするのではなくて、いろんな審議会に関わってある委員さん、これが主な審議会、いくつもいろんな審議会に関わってある方、この中にもおられます。そういういろんな審議会の中でいろんな知識を持ってある方を事務局のほうで関係各課、所管課と協議をさせていただきながら、会長さん等にご相談をさせていただきながら、選考をさせていただいております。この中ではいろんな関係団体の長なりされてある方もおっておりますが、この名簿の中にはそういうものは記載いたしておりませんが、いろんな団体でいろんな活動をされてある方が多数含まれております。また今後の協議につきましては今委員さんが申されたことは大変重要なことだと思っておりますし、市議の方のご意見等も十分に聞く必要がございます。今後実際には10月から協議が始まってまいりますので、基本方針、実施計画を立てる段階では、どのような関係団体との意見聴取り地域等の声を聞く、どのような形でしていったらいいのかを今後検討させていただきたいというふうに考えております。

○ 人見委員

いずれこの公共の施設等のあり方については本格的に議会のほうにも投げかけられる、判断を迫られる部分というのが出てくるはずなんですよね。だから、せめてそうした先ほど言いましたように現実に日常的に仕事をやって、夕方からそういう子どもたちにかかわっておられる方々だとか、そういう方々が委員にはなかなか出てこれない。だからそうした組織からどなたか、というような話でメンバー構成については考えていかれるんだろうとは思いますが、ところが、この机上の議論と、実際に日常的に関わっておられる方々の思いというのに大きなずれがあるというか、ギャップが大きいんですね。そうした中においても我々議会議員にも各種の思いを伝えてこられる方々もおられるわけです。非常にこれはまちづくりの大事な要点になっていくはずなんです。単に施設を統廃合すればいい、効率化を図ればいいというだけではなくて、実はまちづくりのあり方にも関わる、人の動きにも関わるわけです。施設をどこに集約させればいいのか、とかどういう場所がいいのかとか、こういうようなこともありますし、当然のことながら人材育成ですよ。そういうふうな観点の部類が多分にあるわけです。単に統廃合して効率化を図ればいい、複合的にあるからこれを一つにすればいいというような短絡的な審議に、私はどうも陥っていくような気がするもので、しかと審議の中身だとか現場での聴取だとか視察だとかそうしたことも潤沢にやられることを望むし、あわせて議会に何らかの報告なりが最終的にあがってくる時にはそうした資料がきちんと出てくるようなそういう方向で考えていただけないだろうか、とこのあたりを要望しておきますので、ぜひぜひよろしくお願いしたいと思います。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

○ 委員長

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、建設委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。